# 国民健康保険

# 1. 国民健康保険の制度

国民健康保険制度(以下,国保)は、相互扶助共済の精神にのっとり、国保の被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに国保運営を担う仕組みとなり、市町村は、これまでどおり保険税の賦課・徴収や保険給付、保健事業などを行っています。

#### 【現状と課題】

国民健康保険は近年,新型コロナウイルス感染症の影響のため,受診控えの反動(リバウンド)により医療費が増大している中で,社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者 医療制度への移行により被保険者数は年々減少しており,これに比例して保険税の収入 も減少しています。

平成30年度の「国保の制度改革」に伴い、市町村は、県が決定した「国保事業費納付金」を県に納付し、県は、この納付金をもとに、県内国保の医療費を全額、各市町村に交付する仕組みに変更となりました。本市の令和5年度の納付金については、36億円超えという高額な納付金を県に納付する一方、一般会計から繰入れすることなく、それに見合った税を確保することが求められております。令和4年度において、18年ぶりとなる税率改正を実施し、更には、一般会計から基金積立を行ったことにより、令和5年度の納付金の財源は、何とか確保することができました。しかしながら、令和6年度以降も、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により、後期高齢者支援金の増大が引き続き見込まれており、更に県では、令和4年度に県財政安定化基金を35億円取り崩していることから、その積み戻しを3か年度かけて行う予定とのことで、令和6年度から令和8年度の納付金は更なる増額が見込まれております。

こうした中、令和6年10月には更なる社会保険の適用拡大が予定され、パートなど短時間労働者が社会保険へ流出することとなり、更なる減収が見込まれます。こうした様々な理由から令和7年度には税率改正を行わなければならない状況となっております。

#### 2. 国保税の決まり方

国保税の総額を次の項目に割り振り、これらを組み合わせて世帯ごとの国保税額が決められます。なお、国保税は、世帯課税ですので、世帯主に課税されます。

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算

- ●国保税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分(40~64歳のみ)の合計です。
- ●所得の低い世帯については、所得に応じて均等割を7割・5割・2割軽減します。
- ●未就学児の被保険者については、均等割を5割軽減します。
- ●小学生から高校生世代以下の被保険者については、均等割を5割減免します。\*
- ●被保険者数が3名以上の世帯については、3人目からの均等割を5割減免します。\* \*税率改正による令和4年度特例措置

## 3. 国保税の税率

	医療分	後期高齢者支援金等	介護分
		分	
所得割額 * 1	6.88%	2.32%	1.70%
均等割額 * 2	38,400円	12,800円	12,000円
限度額	650,000円	220,000円	170,000円

- \*1 課税対象額×税率
- \*2 被保険者1人あたりの額

# 4. 被保険者の状況

(単位:世帯,人)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
世帯数	19, 241	18, 816	18, 803	18, 542	17, 694
被保険者数	30, 548	29, 332	29, 004	28, 228	26, 537
(一般)	(30, 503)	(29, 329)	(29,004)	(28, 228)	(26, 537)
(退 職)	(45)	(3)	(0)	(0)	(0)

※各年度とも3月分月報より

# 5. 保険給付

病気やケガをしたとき,または、出産および死亡した場合に定められた各種の給付を 行います。

### (1) 診療を受けるとき

医療機関等の窓口に保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで次のような 医療を受けることができます。

- ●診療 ●治療 ●薬や注射などの処置 ●入院および看護 (入院時の食事代は別途負担) ●在宅療養 (かかりつけ医師による訪問診療) および看護
- ●訪問看護 (医師が必要と認めた場合)

# (2) 自己負担割合

義務教育就学前	義務教育就学後70歳未満	70歳以上75歳未満
2 割	3 割	* 2割(現役並み所得者3割)

\*現役並み所得者 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、2割負担となります。

なお,70歳以上の被保険者がいる世帯に属する,70歳以上75歳未満の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下である場合においても, 2割負担となります。

#### (3) 医療費が高額になったとき

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、申請により、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では、限度額が異なります。また、月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した人は、誕生月の自己負担限度額が通常の2分の1になります。

なお、特定疾病の人の自己負担限度額は10,000円です。ただし、慢性腎不全で 人工透析を要する70歳未満で上位所得者の人は20,000円となります。

◎70歳未満の人の自己負担限度額(月額,所得は基礎控除後の総所得金額等)

区 分	3回目まで	4回目以降
所得901万円超	252,600円 *1	140,100円
所得600万円超901万円以下	167,400円 *2	93,000円
所得210万円超600万円以下	80,100円 <b>*3</b>	44,400円
所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

## ◎70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額,所得は課税所得)

区 分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
記得 C O O TENNI		252,600円 *1		
現役	所得690万円以上	(4回目以降の限度額は140,100円)		
現役並み所	167,400円 *2		00円 *2	
が所	所得380万円以上	(4回目以降の限度額は93,000円)		
得 者 張祖 1 4 5 天田 N 1.	80,100円 *3			
1   所得145万円以上		(4回目以降の限度額は44,400円)		
— 般		18,000円	57,600円	
		(年間上限 144,000 円)	(4回目以降44,400円)	
低所得者Ⅱ *4		8,000円	24,600円	
低所得者 I * 5		8,000円	15,000円	

- \*1 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- **\*2** 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- \*3 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- \*4 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。 (低所得者 I を除く)
- \*5 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除(年金収入は80万円、給与所得は10万円を控除額として計算) を差し引いたときに0円となる人

#### (4) 出産育児一時金

被保険者が出産(妊娠12週以降)したときに支給されます。

1児 500,000円 (産科医療補償制度対象外の出産は488,000円) (※令和4年3月31日以前の出産の場合は420,000円)

## (5) 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

1人 50,000円

# 6. 特定健康診查·特定保健指導

生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的に「特定健康診査」を実施し、メタボリックシンドロームによる生活習慣病の発症リスクが高い結果となった場合は「特定保健指導」を行います。

#### (1) 特定健康診查

実施年度中に40歳から74歳となる被保険者を対象に,年1回健康診査を行います。服薬歴や喫煙習慣などの問診,内臓脂肪の蓄積を調べる腹囲測定,血圧測定,肝機能・血中脂肪・血糖・尿検査などの基本的な健診項目のほか,医師の判断により貧血・心電図・眼底・血清クレアチニン検査についての詳細な健診項目を実施します。(血清クレアチニン検査は市独自の追加項目として全ての対象者に実施)

# (2) 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクに応じて保健指導のレベルを 「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」の3つに階層化して、それぞれに合わせた 保健指導を行い、生活習慣の改善を支援します。

## 7. 人間ドック・脳ドック受診補助事業

受診年度の初日において35歳以上の被保険者を対象に、人間ドックまたは脳ドックのいずれかを受診する際の健診費用の5割を補助します。

### 8. 歯周病検診事業

歯周病の早期発見・早期治療および予防意識の向上を図るため、40・50・60・70歳の国保被保険者に対して、無料で検診を実施します。

### 9. 東日本大震災の被災者に対する保険税減免等の状況

#### (1) 国保税の減免概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの 国保税を減免しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の 指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住 所を有する被保険者に係る平成23年度から令和4年度までの各年度の国保税(全額又 は4月~9月分)を免除しました。

平成 2 3 年度: 503 件(内訳:全壊 64 件, 半壊·大規模半壊 431 件, 死亡 1 件,

原発被災被保険者 6件)

平成24年度:478件(内訳:全壊52件,半壊・大規模半壊422件,死亡1件,

原発被災被保険者 3件)

平成 2 5 年度: 7 件 (內訳:原発被災被保険者 7 件) 平成 2 6 年度: 10 件 (內訳:原発被災被保険者 10 件) 平成27年度: 10件(内訳:原発被災被保険者10件) 平成28年度: 12件(内訳:原発被災被保険者12件) 平成29年度: 15件(内訳:原発被災被保険者15件) 平成30年度: 17件(内訳:原発被災被保険者17件) 令和元年度: 19件(内訳:原発被災被保険者19件) 令和2年度: 28件(内訳:原発被災被保険者28件) 令和3年度: 23件(内訳:原発被災被保険者23件) 令和4年度: 22件(内訳:原発被災被保険者22件)

#### (2) 医療費の自己負担金の免除概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年3月11日から平成24年9 月までの医療費自己負担金を免除しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和4年度までの各年度の医療費自己負担金を免除しました。

平成23年度:698名(内訳:全半壊672名,死亡1名,失職13名,

原発被災被保険者 12 名)

平成24年度:773名(内訳:全半壊746名,死亡1名,失職13名,

原発被災被保険者 13 名)

平成 2 5 年度: 14 名 (内訳:原発被災被保険者 14 名) 平成 2 6 年度: 27 名 (内訳:原発被災被保険者 27 名) 平成 2 7 年度: 28 名 (内訳:原発被災被保険者 28 名) 平成 2 8 年度: 20 名 (内訳:原発被災被保険者 20 名) 平成 2 9 年度: 35 名 (内訳:原発被災被保険者 35 名) 平成 3 0 年度: 35 名 (内訳:原発被災被保険者 30 名) 令和 元 年度: 35 名 (内訳:原発被災被保険者 35 名) 令和 2 年度: 39 名 (内訳:原発被災被保険者 39 名) 令和 3 年度: 33 名 (内訳:原発被災被保険者 33 名) 令和 4 年度: 30 名 (内訳:原発被災被保険者 30 名)

## 10. 新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免の状況

#### (1) 国保税の減免概要及び実績

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少した世帯について,令和元年度から令和4年度までの国保税を減免しました。

令和元年度:130件\* 令和2年度:145件 令和3年度:29件 令和4年度:8件

\*令和元年度については、令和2年度中に減免申請を受付し、令和2年2月1日から令和2年3月31日までに納期限が到来する国保税を遡及して減免しました。